

令和6年度 第4回 福島地方最低賃金審議会 議 事 録

日 時：令和6年8月9日(金)
14:00～16:30

場 所：福島テルサ つきのわ

出席者：(公)熊沢、長谷川、元井、森谷

(労)大越、塩澤、志賀、高橋、松本

(使)安達、金子、佐藤、鈴木

1 開 会

(会 長) 定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第4回福島地方最低賃金審議会を開会します。

事務局から定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、橋本委員、大内委員が欠席されておりますが、13名の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

2 議 事

(会 長) これより議事に入ります。

(1) 福島県最低賃金について

ア 福島県最低賃金専門部会の審議結果報告

(会 長) 最初に、福島県最低賃金専門部会の審議結果報告を行います。

7月2日に福島労働局長より「福島県最低賃金の改正決定の諮問」があり、7月19日から計4回、専門部会を開催して、金額審議を行ってまいりましたが、意見の一致をみることができませんでした。

このため、本日開催されました第4回専門部会において、公益見解を提示し、採決を行ったところ、結果は、賛成が5名、反対が3名、報告書のとおり、現行時間額900円を55円引上げ、時間額955円で決しました。

なお、政府に対する要望については、本審議会の提案を受けて答申文に記載することとしております。

ただし、これは専門部会の結論であり、改めて、本審議会で審議した結果に基づき、答申することとなります。

専門部会に加わっていない委員の方もおられますので、まず、専門部会における審議経過等について、事務局より報告をしてもらい、その後、各側に分かれて、専門部会報告書の内容について、御協議していただくこととします。

(室 長) お配りしております「福島県最低賃金専門部会での審議経過等の報告」をご覧ください。

1の審議経過の概要ですが、7月19日の第1回専門部会において、部会長及び部会長代理の選任等、7月30日の第2回専門部会において、労働者側2名、使用者側1名の参考人の意見聴取を実施し、金額審議を行いました。8月5日の第3回専門部会において、労使協議を実施し、8月9日の第4回専門部会において金額審議、労使協議を実施しました。

審議の結果、労・使の意見の一致を見ることができず、公益見解が提示され、採決により決しました。

専門部会報告書は、お手元の「福島県最低賃金の改正決定に関する報告書」写しのとおりです。

2の金額審議の経過についてですが、7月29日の本審において、労働者側、使用者側から意見表明がなされ、7月30日、8月5日、及び本日9日午前の3日間、長時間にわたり審議が実施されました。

公・労の2者会議、公・使の2者会議にて金額審議が行われ、労使それぞれの提示額及び算出根拠や、隣接県との最低賃金の差・地域間格差、会社の運営状況等を公益委員に伝え、公益委員から相手側に提示額とその根拠等を伝え、金額審議が進められました。

8月5日の第3回専門部会は、過去と比較して金額に大きな差があったことから、労使協議が行われました。

8月9日の第4回専門部会は、公・労の2者会議、公・使の2者会議にて金額審議が行われ、労使それぞれの提示額及び算出根拠や、隣接県との最低賃金の差・地域間格差、会社の運営状況等を公益委員に伝え、公益委員から相手側に提示額とその根拠等を伝え、金額審議が進められましたが、金額にはまだ差があったことから、労使協議が行われました。

第3回専門部会において行われました労使協議の結果、審議日程を労使の協力のもとに当初の8月2日を9日に延ばしたことについては、今年度の最低賃金引上げのひとつの契機になるものだと認識を共有しました。それにあわせて、現在の物価上昇、福島県の隣県の最低賃金の状況から、賃金格差を是正していかなければならないことも共通認識を持つことができました。その中で、最低賃金の引上げについて、労使ともに引上げていかなければならないことについて、共通認識を持ちましたが、使用者側から、やはりその部分については、中小企業への配慮が必要であることを指摘されました。そのため、現在、価格転嫁がなかなかされていないような状況があるという指摘をいただきました。また、中小企業への業務効率化に対する企業支援、それにあわせた税制見直しなど、政府に対して具体的な支援、制度改正をしてほしいとの要望もありました。今後の審議の進め方についても労使で話し合っただけで決めさせていただきたいとの要望もあり、次回の専門部会の協議に臨んでいきたいというお互いの認識をとりました。

第4回専門部会において、第2回目の金額提示を行いました。

金額提示後、再度労使協議を行いました。

労使共に、この労使協議は大変有意義であること、このような協議は今後とも続けていきたいという共通認識は得られました。

その中で、具体的金額についても協議を行いました。折り合いはつかず、労使共に公益見解及び採決をお願いしたいとの結論となりました。

また、この場で、政府・福島県への要望については、労使で最終確認されたことから、事務局から発言することについても了承をいただきました。

両側とも、これ以上の歩み寄りにはできないとの申し出となり、意見の一致をみることに至らず、55円、目安額50円+5円引上げて1時間95.5円に改定する公益見解が出され、採決によることとされました。

3の公益見解としまして、中賃答申において、「今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当」とされました。Bランクに位置する福島における引上げ額の目安は50円であり、引上げ率は5.6%となっている。

当該引上げ額の目安は、全国的なバランスを配慮する観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものでは

ないが、公益委員としては、最低賃金制度が、低賃金労働者に賃金の最低額を保障することにより、その労働条件の改善を図ることだけでなく、労働者の生活の安定や労働力の質的向上などに資すること、福島における関東を見据えた東北地域での経済的な優位性を確保していくためには、最低賃金をさらに引上げていく必要があると認識している。

また、福島県を含めた各自治体や各種団体などから、福島県最低賃金の引上げを求める意見書が多く提出され、その中で、「最低賃金の地域間格差が、地方からの人口流出を招いていることも示されている」という指摘もあり、その根拠如何にかかわらず、東京も含めた近隣都市への労働者の流出を食い止める要望に応えなければならないと感じている。さらに、福島県は東日本大震災の影響から復興している途中でもあり、労働者の流出を食い止めるだけでなく、他県から労働者を集めることも、わが県としては必須の状況であると考えている。

加えて、福島県の労働力として、技能実習生も含めた外国人も必要であると認識している。このため、国内だけでなく、海外の労働者から選ばれる福島県でなければならないということも考慮しなければならない。

これらの要素を踏まえ、特に、足元での物価上昇だけでなく、地域別最低賃金の地域間格差も考慮し、公益としては55円(目安額50円+5円)、率にして6.1%の引上げとするのが妥当である。

採決の結果は、賛成5、反対3の結果となりました。

したがって、現行の福島県最低賃金900円を55円引上げ、955円とする結果をもって、専門部会の結論とされました。

効力発生の日は、令和6年10月5日(法定発効)とされました。

また、福島県における中小企業・小規模事業者の実態を踏まえ、政府や福島県への要望が必要不可欠であるため、その部分については、本審で審議した上で答申の中で付帯させることが適当との結論に至りました。

以上です。

(会長) ただいまの説明について、質問や追加説明等がありますでしょうか。

(なし)

(会長) それでは、審議に先立ち、各側の協議を必要としますでしょうか。

《 必要なしの声 》

イ 福島県最低賃金の改正に係る金額審議

(会 長) 専門部会報告書の内容につきまして、各側から意見をお伺いします。
最初に労働者側から発言をお願いします。

(大越委員) 今年度は、例年と違い、労使協議に長い時間を取っていただき、いろいろな課題について労使間での共有することができたことが、大変有意義でした。真摯に対応いただいた使用者側委員の皆様には感謝申し上げます。引き続き、今後も協議をいただきますようよろしくお願いいたします。

(会 長) 次に使用者側から発言をお願いします。

(佐藤委員) 全会一致にしたいと思いましたが、意見の一致には至りませんでした。しかし、今回は労使の話し合いを多くすることができました。最終的に全会一致ではありませんでしたが、最低賃金にかかる審議は継続性のあるものであり、今後も労使で直接出来るだけ多く話し合うことが大事だと考えます。

本年度も他県の審議状況、審議結果も見ないと中々結論を出せないような状況になっておりますので、国と中賃に対しては、制度の見直し、最低賃金法の改正、目安制度もその役割を果たしていないと思われまますので、それも含めて大幅な見直しをお願いしたいと思っております。

(会 長) 次に、専門部会委員以外の方からご意見をお伺いしたいと思います。
最初に、労働者側志賀委員をお願いします。

(志賀委員) 審議等ありがとうございます。

7月29日の日経MJという新聞がありまして、そこにカレー1食分の調理かかる費用の調査という記事がありました。帝国データバンクが総務省の小売物価統計調査を基に算出したものですが、材料、光熱費の合計は、2023年5月は218円。今年の5月は323円。一年間で25円、率にして8%増加となっております。

今、円安の影響や天候の異常等で、食べる物や光熱費などの生活に密着したものが本当に高いと感じています。収入の少ない者にとっては、生活が厳しい状況であると私は感じています。それは中小企業の皆さんも一緒だと思っています。コストアップで大変厳しい状況の中、物価上昇を考慮して出していただいた結果と思って、審議会の審議の内容を尊重したいと思っております。

(会 長) 労働者側松本委員お願いします。

(松本委員) 専門部会の審議、大変お疲れ様でした。

専門部会の御意見を尊重させていただきたいと思っております。

私も県内全域に渡って担当させていただいて、様々な企業実態、各企業の経営者側とお話する機会をいただいております。その中で、物価上昇に伴う経営圧迫について会社の経営は厳しい状況にあるということは認識しております。一方で使用者側として、高い賃金で雇いたいという思いもあるという声もたくさんいただいております。こういった状況で一番大変だなと思ったことは、いわき地区に回った時、その企業の近くにあるチェーン店のファミリーレストランですが、人手不足による休業を強いられたという話を聞きました。そういった話からも、確実に身近に人手不足は現れているということを実感いたしました。一方で、パート社員が時給に該当するのかなと思っておりますが、パート社員という括りではありますが、労働の質を見ると正社員と変わらない方もたくさんいらっしゃいます。そういった意味で、今回大幅な引上げを目指して協議していただいたということで、大変ありがたく思っております。以上です。

(会 長) 使用者側鈴木委員お願いします。

(鈴木委員) 専門部会の審議お疲れ様でございました。専門部会の結果を尊重したいところではありますが、今回の引上げはかなり大幅なものでございますし、私としては賛成しかねるという意見でございます。

そもそも中賃の目安額の説明もございましたが、物価高、生計費を特に注視するということは、当然理解するところでありますが、結論の50円を導き出したというところで、中小企業者への配慮をしながら言いながら、どう配慮されたのか理解できなかったということもございました。

今回さらにそれに5%の上乗せということでございまして、前回いただいた資料の影響率の試算など拝見いたしますと、955円になると影響率は21.9%ということで、ハードルが高いと思います。また、近年の引上げのペースを見ましても令和2年度の800円から累積で155円、率にして19%上がり、短期間で上昇しておりまして、引上げのペースが性急すぎるのではないかと感じております。

労働者委員の皆様からも、中小企業の事業者への思いも寄せていただき、

ありがたいと思ったところではありますが、やはり、価格転嫁の二極化傾向や倒産が増加している等の情報が出ております。そういった状況下で地域の住民の生活と雇用を支えている中小企業・小規模事業者がこの性急なペースでの引上げの深刻な影響を受けてしまったときに、人口流出抑制のためにというお話もございますが、かえって人口流出を加速させてしまうような地域が出てくることも考えられるということで、今回の大幅な引上げには賛成しかねると思ったところでございます。以上です。

(会 長) 公益側元井委員お願いします。

(元井委員) 専門部会お疲れ様でございました。

4回に渡った専門部会の中で、景気や経営者側の御意見も聞きながら、公益委員の御三方が導き出した審議内容だと思しますので、尊重させていただきます。

(会 長) 各委員からのご意見ありがとうございました。

それでは、調査審議を尽くして参りましたが、審議の結果、「全会一致」には至らないようですので、採決に移りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは採決に移りますが、採決は非公開となりますので、事務局は傍聴者・報道関係者の方の案内をお願いします。

【傍聴者・報道関係退室】

< 採 決 >

【傍聴者・報道関係者入室】

(会 長) 採決の結果、賛成8名、反対4名、棄権0名となりましたので、専門部会の報告書の内容を結論として答申します。

次に、答申文に盛り込む「政府等への要望」について、労使最終合意をしているとのことですので、事務局から御報告をお願いいたします。

(室 長) 報告させていただきます。

使用者側としては、政府・福島県への要望について、労働者側ともお互い話し合っ、歩みあいつつ調整し、最終合意したものである。

中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、政府と福島県に対して以下要望したい。

まずは政府に対し、福島県における中小企業・小規模事業者の経営は、エネルギー、原材料価格の高騰等により、依然として非常に厳しい実態にあることを踏まえ、政府においては、最低賃金を引上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める必要がある。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望すると共に、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金及び種々施策の周知等の徹底を要望する。

中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化すること。加えて、創業・事業承継やM & Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要であること。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進すること。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善すること。

さらに、社会・企業において個人に求められる知識・技能が短期間で目まぐるしく変化する中では、誰しものが生涯を通じて新たなスキルの獲得に努

めることが期待されている。また、人手不足の中、特に中小企業では、それぞれの産業で基本的な自動化技術や、生成A I・R P Aを利用できる労働者の割合が低いことから、教育訓練給付の拡充・拡大することにより、在職期間中や現場労働者のリ・スキリングの強化など行うとともに、教育訓練給付金や人材開発支援助成金など人材への投資に関する助成金等の周知を要望する。

併せて、助成金等については、不断の検証を行い、必要に応じて見直し、また改善を図ることも要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ、事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を徹底することを要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。

B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと、また自治体も含めた行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合(B to G 事業)に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する必要があること。

これらに加えて、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進する必要があること。

最後に、改訂された最低賃金額については、県内の労働者及び事業場が知らないということがないように、所轄労働基準監督署及びハローワークを含む福島労働局において幅広い周知を図るとともに、最低賃金の計算方法

も含め、事業場に対して、丁寧かつきめ細かな啓発を行うこと。

また、福島県に対しては、厳しい経営状況にある事業者支援のために、即応性・実効性の高い独自の支援策並びに独自の技術開発・特許の取得、人材育成など企業の稼ぐ力の向上につながる支援等の検討を行い、積極的に取り組む必要があること。

これは、政府に対しても要望したが、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段配慮すること。

最後に、地方税における減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施することを要望する。

以上になります。

(会長) 労使協議を通じて合意に至ったという文書ですから、内容に疑義も不信もございませんが、答申文につけるものですから、最終的に私の名前になるかと思えます。例年ですと、この段階で私に文書が届いているはずなのですが、例年よりも文章が長いと思えますが、確認をしないで耳で聞いた上で問題ありませんとは申し上げられないので、紙でいただけますか。

【政府等への要望を各委員へ配布】

(会長) 再開いたします。

(室長) お手元に2つお配りしております、「使用者側、政府・福島県への要望」となっております方が、私が発言したものの原稿でございます。もう1部、別紙から始まっているものは、答申文に添付する予定の別紙になりますので、ご確認いただきたいと思えます。

(会長) はい。2行目「踏まえ」から改行がありますが、ここは詰めていただくとうよろしいかと思えます。

(佐藤委員) 労側の方でご了解いただければこのままでいいと思えますが、基本的に私の認識としては、あくまでも使用者側の方から、また労働者側の方から要望事項について、色々ご意見等出していただき、それを擦り合わせて結果的にこのような内容になったということで、労働側の方でご了解いただければこのままでよろしいでしょうか。

(会長) 答申の別紙の7の部分では「使用者側として」と始まりませんから、全体

の総意としてということで、いかがでしょうか。

(基準部長) 会長からご指摘いただいた、1ページの7のところ、「踏まえ」のところで改行、「政府において」というご指摘でございますが、この意識は、最後の「また、福島県においては」ということで、政府と福島においてという段落を変えさせていただいているということ、また冒頭に「福島県における中小企業・小規模事業者の経営は」というところは両方ともかかるというイメージで、このように「政府において」のところに段落を入れさせていただいております。もし、これを繋げてしまうと、「また、福島県においては」に繋がらないので、ここをどのようにしたらいいのかと思っているところです。

(会長) そうしますと、「福島県における」に始まって、最後の「実施すること」までが一文という扱いになります。中に句点も出てくる一文になるので、「実態にあることに踏まえ、政府と福島県に次のように要望する」にした文としては割れて、そして、「政府においては」と文を改めて、「福島県においては」とすれば良いと思いますが、いかがでしょうか。

(基準部長) 承知いたしました。ご指摘いただきましたとおりにさせていただきます。

(会長) よろしいでしょうか。それでは要望を確認させていただいたということで、議事を進めさせていただきます。

それでは、以上を踏まえて、事務局は答申の手続きをお願いします。

各委員はしばらくお待ちください。

ウ 福島県最低賃金改正決定に関する答申

(会長) 再開します。

これより、福島県最低賃金改正決定の答申を行います。

事務局は準備願います。

(室長) 会長、局長はスクリーンの前まで御移動をお願いします。

報道機関の方は、適宜移動して撮影していただいて結構です。

会長から局長へ答申文を手交願います。

【会長から局長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配付】

(会長) 答申文の読み上げをお願いします。

(室 長) 【答申文の読み上げ】

(会 長) 次に、局長より御挨拶をお願いします。

(局 長) 只今、熊沢会長から本年度の福島県最低賃金に係る答申を頂戴したところでございます。去る7月2日に諮問申し上げて以来、各委員の皆様におかれましては大変お忙しいところ、また連日、猛暑が続く中、精力的に御審議いただき答申を頂きましたことに厚く御礼申し上げます。

只今、福島地方最低賃金審議会としての結論を得られまして、現行の金額900円を55円引上げ、時間額955円とする答申をいただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。

本日頂戴いたしました答申を尊重いたしまして、福島県最低賃金を改正したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これまでの委員の皆様のご努力に対し、重ねてお礼申し上げ、答申への御礼といたします。

本日は誠にありがとうございました。

(会 長) ありがとうございました。

次に、今後の手続きと日程等について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 福島県最低賃金の改正に関する今後の日程等について、御説明いたします。

本日、福島県最低賃金の改正についての答申の要旨を公示いたします。公示期間は8月26日(月)までとなります。8月26日(月)までに異議申出があった場合は、8月27日(火)10時から、福島テルサで第5回審議会を開催することになります。

異議申出があった場合は、直ちに電話・メール等により各委員へ御連絡いたします。

(会 長) 各委員におかれましては、8月27日(火)10時からの第5回審議会の日程調整をよろしく申し上げます。

ここで、20分間、休憩を入れます。

(休 憩)

(2) 特定最低賃金の改正について

ア 特定最低賃金(5業種)改正の必要性の有無の審議及び答申

(会長) それでは、次に、特定最低賃金の改正の必要性の有無について審議します。前回7月29日の第3回審議会において、今年度の特定最賃の改正の必要性の有無に関する審議については、5つの特定最賃を一括審議するのではなく、一つずつ個別に審議することといたしましたので、よろしくお願いいたします。

また、ここで私から、特定最低賃金の改正の必要性の審議に係る運用上のルールについて確認をしておきたいと思います。特定最低賃金の改正の必要性を認める場合は、公労使、全会一致で必要性有りとなることが必要ですので、全会一致となるよう努力をしていきたいと思います。

また、これまで当審議会においては、改正の必要性有りと判断した場合であっても、それは「適正な最低賃金額を検討すべきとの判断であり、必ずしも引上げを前提としたものではない」という申し合わせをしております。本年度におきましても、同様の取り扱いとしてよろしいでしょうか。

ただし、現在の最低賃金につきまして、「非鉄金属製造業」は945円、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」は880円、「輸送用機械器具製造業」が954円、「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業」は928円のため、今後、福島県最低賃金が900円から955円になった時には、「特定最低賃金は地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならない」と最低賃金法第16条に規定されているため、956円以上の金額への引上げを行う必要があることは申し添えます。

《 異議なしの声 》

非鉄金属製造業最低賃金について

(会長) 最初に、非鉄金属製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議のうえ判断します。

労働者側より御意見をお伺いします。

(大越委員) 非鉄金属製造業最低賃金改正の必要性につきまして、労働協約ケース、疎明資料を提出させていただき受理いただいております。今次春闘の妥結結果について、基幹産業である非鉄金属の大手企業では、6.18%で妥結しております。また、非鉄金属製造業の中小・小規模に於いても、5.01%と、過去最高の妥結となった結果から見ても、引上げへの期待が高ま

っております。今年度も必要性ありで審議入りいただけますようお願いいたします。今次春闘の結果などを踏まえた引上げに向けて御審議いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

(会 長) 次に使用者側より御意見をお伺いします。

(鈴木委員) 非鉄金属につきまして、労働協約ケースでは申し出の要件は確認いたしました。今年度初めて委員に就かせていただいて、正直、特定最低賃金について必要性の理解に苦しむところがありまして、現在の説明を拝聴すると、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものである、地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであるということ、機能が異なるということですが、一方で、その地域別最低賃金の方が法律の最初の方に書いてあるような、セーフティネットということから少しずつ離陸して、大幅な引上げが重なってきているように感じられるところです。そうすると、差も縮まって、今回埋没したということ、必要性に疑問が募っているところです。

今回、答申どおり地賃が955円に引上げられれば、非鉄金属の特定最低賃945円を10円上回るという状況になってございますところ、955円という地賃の水準は重いと感じたところです。率直に言いまして、必要性はないのではないかと思うところでございます。

(会 長) 公益側は必要性有りによろしいでしょうか。

《 公益側 異議なし 》

(会 長) 本日の段階では「必要性無し」という判断は見送り、8月27日に改めて審議することにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、8月27日に改めて審議することとします。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について

(会 長) 次に、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議のうえ判断します。

労働者側より御意見をお伺いします。

(塩澤委員) 昨年も必要性の審議に対しては必要性ありを主張してきております。今

年も、地賃の審議の中でこれまでになく労使協議の時間を作っていただき、双方の主張部分に対して相互理解が深まったように思っております。したがって、特定最低賃金の審議においてもそういう場面を作っていただきたいと考えております。

特定最低賃金の必要性ありの主張においては、やはり、役割の発揮によって、産業や企業の持続的な発展に繋がる位置づけにあると思います。特定最低賃金は基幹的労働者を対象としている賃金でありますので、同じ産業で働く労働者の賃金の底上げ、さらに格差の改善、産業内の公正競争の確保に結びつくように考えているところであります。

また、特定最低賃金は産業にふさわしい水準に引上げることによって、産業の魅力向上、人材の確保、定着化も諮れるのではないかと考えているところでございます。

審議の場を設けていただきたい、審議の場で現状をしっかりと労使で議論していきたいと考えておりますので、労働者側としては必要性ありを主張させていただきます。よろしくお願いいたします。

(会長) 次に使用者側より御意見をお伺いします。

(安達委員) 電子デバイスの必要に関しまして、使用者側としては、結論を申しますと必要性なしということで考えております。

理由としましては、鈴木委員からもありましたように、今年の最低賃金の引上げ額55円ということで、過去最高ということで、中小零細にとっては非常に厳しいということだと思っております。労働条件の向上や公正競争の確保という点で特定最低賃金は必要だということですが、ここまで地賃が上がってくると、労働条件の向上は十分に果たしていると思っているところであります。埋没の関係でございますが、令和3年から2円が埋没して、去年は20円ということでしたが、去年は必要性なしということで協議はしておりません。例え去年必要性ありとしたとしても、また今年も埋没したと率直なところ感じているところでございます。やはり、埋没しているような状況が続いているということは、制度自体が経年化しているのではないのかなと思っております。速やかにそれを見直すべきと考えているところでございます。

それから、製造業、ご存じのとおり厳しい価格競争がございます。国内だ

けの競争ではなく、グローバルに競争しているということで、公正競争の確保自体が証明できないし、難しいと感じているところもありますが、経営者の方はそうだと思いますけど、賃金はちゃんと出来るだけ多く支払いたいと思っています。特に人材がなかなか集まらないようなところもありますし、それなりに技術を持っている方には賃金を多く支払うという考えもありますので、払えない方を制度で縛るのではなく、企業内で払えるところは多く払っていただいて、最低賃金は955円まで来ていますから、これをもって、特定最低賃金の存在意義は薄れているのではないかと感じているところでございます。

そういった点で、必要性なしということを主張したいと思っております。

(会長) 公益側は必要性有りでしょうか。

《 公益側 異議なし 》

(会長) 本日の段階では「必要性無し」という判断は見送り、8月27日に改めて審議することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、8月27日に改めて審議することとします。

輸送用機械器具製造業最低賃金について

(会長) 次に、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議のうえ判断します。

まず、労働者側より御意見をお伺いします。

(高橋委員) 毎年申し上げておりますが、輸送用機器としては、日本国内多岐に渡る企業が関係している部門でありまして、特に、自動車関係でございますが、自動車関係では、製造業における人手不足等で大変な状況になってきております。製造したくても人がいなければというところがありますので、そういった観点では、今の状況を話し合いながら、1ランク上の賃金に引上げて、優秀な人材の確保を企業としてやっていくことに、最低賃金を当てていきたいと考えております。

エネルギー費等で大変厳しい状況になってきていますが、そういったところを、人が生産性向上を含めてカバーしている状況、会社に協力している状況は、どの企業でも同一の状況となっていておりますので、そ

た観点で、見合った賃金に変えていただきますよう、必要性ありを主張したいと思っております。

(会長) 次に使用者側より御意見をお伺いします。

(佐藤委員) 基本的な考え方を先に述べさせていただきます。

地域別最低賃金が全国47都道府県で、すべての労働者を対象に設定され、その役割を十分に果たし機能しておりますので、特定最低賃金を設定する必要性はないと思っております。

特定最低賃金については、地域別最低賃金が近年大幅に上昇して、格差も縮まり、多くの県において埋没する業種が数多く出ておりますので、特定最低賃金の存在意義は失われていると思いますし、過去の経緯があるも、各都道府県別に特定の産業ということで、公平性に欠ける形で地域別最低賃金よりも高く設定される必要性は全くないと思っております。

また、比較的賃金水準の高い労働者の賃金の、不当な切り下げによる競争の防止という本来の機能は果たしておりませんので、その役割も、地域別最低賃金と重複しておりますので、企業内労使以外の場で設定すべき必要性が高いものとして今後も存続させる環境にはないと思っております。

さて、今年度の輸送用機械器具製造業については、地域別最低賃金を下回るなど埋没はいたしました。が、これまでの今後の労使関係にも配慮させていただき、今年度だけは必要性ありとさせていただきたいと思っております。

(会長) 公益側は必要性有りでしょうか。

《 公益側 異議なし 》

(会長) 輸送用機械器具製造業最低賃金について、改正の必要性を認めるとの意見ですので、改正の必要性の有無に係る審議終了後に必要性有りの答申を行うことにします。

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金について

(会長) 次に、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議のうえ判断します。

労働者側より御意見をお伺いします。

(松本委員) 結論から申し上げますと、審議をお願いしたいと思います。

昨年、審議入りの必要性というところで認めていただきましたことに関して、改めて御礼申し上げます。昨年審議入りという答えをいただいた後、関連業種等に報告をさせていただきました。またこの1年間、関連業種の使用者との意見交換の場を設けていただいて、そこで精密機械の特定最低賃金ということで関連部品を製造している以上、魅力を作っていかなければ、今まさに直面している人材不足、優秀な人材の確保というところは、かなり厳しく激化しているというところでもあります。そういったところもありまして、この特定最低賃金が設定されている、されていないという違いだけで、業種の魅力は大きく変わってくるという言葉をいただいております。昨年も提示させていただきましたが、福島県で発行している県で見る福島県、令和6年3月に発行しているものですが、こちらにも福島県の全国ランキングというところで、医療機械器具、測量機械器具部品、写真機・映画用機械器具部品出荷額が、全国で1位となっております。こうしたところで、福島県の一つの魅力づくりの役割を担っていると思っております。

さらに、今回同意をいただいた組合の製造部品としては、時計部品を作っている会社でありながら医療関連部品も作っているという会社も多くあります。そういった中で、近年、技術的な進歩とともに、精密度が問われてきているところで、そこに対して、従業員への教育が頻繁に行われるようになってきたということもございます。

また、パート社員等も同じような仕事をするということで、社内独自の検定試験等を設けながら、出来るだけ高品質のものを保証、安定供給できるようにということで、企業努力も行っているところでもあります。

そういった中で、国内初となる福島医療機器開発支援センターというところも設置されて、本当に世界的、全国的に福島県の医療の産業が注目されているのではないかと考えております。誘致して、企業ばかりがあっても、そういったところを生かせないということにならないよう、まずは人材確保、そして高いレベルの公正競争というところでは、格差のできるだけ少ない賃金で、品質的な技術的なところで競争を行っていただきたいという思いもございます。

そういった意味も踏まえまして、今年度、審議入りという方向で議論を

させていただければと思います。

(会 長) 次に使用者側より御意見をお伺いします。

(金子委員) 精密機械製造業に関して、現在、残っている県は、岩手・福島・茨城・栃木・埼玉・長野・滋賀・兵庫の8県になっていまして、すでに千葉・東京・愛知は、東京ですと平成22年に829円でそのままになっております。千葉・愛知につきましては平成29年に887円、875円で止まっております。それで今年地域別最低賃金ですが、955円ということで決定されました。現行を見てみますと、去年の特賃が928円ですので27円も引き上がったこととなります。これがどういった意味を持つかということ、今後の賃上げにつきましては、昨年度も述べさせていただきましたが、地域別最低賃金にて十分その役目が果たされていると思っております。また、一昨年と去年、議論になりました、精密機械の特性ですが、公正競争の確保という実態になりますと、第3回の審議会の時の資料307ページに、産業・規模間格差の資料がございますが、令和3年、4年、5年と出ておりますが、それぞれ逆に、1,000人以上の規模より、100人から999人の方が高いという逆転現象が出ております。これでは、公正競争が確保されていないと判断するには無理があると言わざるを得ないと思います。

したがって、今年度につきましては必要なしと判断させていただきます。

(会 長) 公益側は必要性有りによろしいでしょうか。

《 公益側 異議なし 》

(会 長) 本日の段階では「必要性無し」という判断は見送り、8月27日に改めて審議することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、8月27日に改めて審議することとします。

自動車小売業最低賃金について

(会 長) つぎに、自動車小売業最低賃金の改正の必要性の有無について審議します。

労働者側より御意見をお伺いします。

(志賀委員) 自動車小売、人手不足も続いております。整備士の不足はもっと深厚な

問題になっております。人材の確保、人材の定着の観点からも、今年も改正の必要性ありで審議入りをお願いしたいと思っております。

(会 長) 次に使用者側より御意見をお伺いします。

(佐藤委員) 大内委員の代理として発言させていただきます。

大内委員には、専門部会の審議状況等について逐一報告いたしております。大内委員からは、おそらく今年度についても地域別最低賃金を下回ることはないだろうということで、「昨年に引き続き必要性ありとしていただきたい」と言われておりますので、必要性ありでお願いいたします。

(会 長) 公益側は必要性有りでしょうか。

《 公益側 異議なし 》

(会 長) 自動車小売業最低賃金について、改正の必要性を認めるとの意見ですので、特定最低賃金に係る改正の必要性の有無に係る審議終了後に必要性有りの答申を行うことにします。

改正の必要性を認めるとの全会一致となった特定最低賃金については、各業種に係る最低賃金改正の必要性について、それぞれ、必要性ありの答申を行うことにします。

事務局は準備願います。

事務局準備のため、ここで10分間休憩とします。

(休 憩)

(会 長) それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申を行います。

【会長から局長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配布】

(会 長) 答申文の読み上げをお願いします。

(室 長) 【答申分の読み上げ】

(4) 必要性ありの答申がなされた場合、特定(産業別)最低賃金金額改正決定の諮問について

(会 長) 引き続きまして、特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明願います。

(室 長) これから改正の必要性有りの答申をいただいた特定最低賃金について、

井口労働局長から熊沢会長に対して改正決定の諮問をさせていただきます。

局長、会長は中央へお願いいたします。

【局長から会長へ諮問文を手交】

【諮問文の写しを各委員へ配布】

(室長) 今日、会場が局と違った場所でやっているものですから、準備が整わず、正式な諮問文を皆様にお配りできませんので、後日、郵送させていただきますと思いますので、よろしく申し上げます。

【諮問文の読み上げ】

(5) 特定最低賃金専門部会の設置及び廃止等について

(会長) ただいま局長より特定最低賃金に係る2業種の金額改正決定の諮問がありました。

事務局より、専門部会の設置及び廃止についての説明をお願いします。

(室長) 最低賃金法第25条第2項において、「最低賃金の改正決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されています。

したがいまして、本審議会において、最低賃金法第25条第2項に基づき、法律上当然に専門部会が設置されることとなり決議は要しません。

設置されました専門部会の廃止につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されておりますが、「専門部会がその任務を終了する前においても、あらかじめ廃止する旨の議決を行うことができる。」と解されています。専門部会の廃止の在り方について、あらかじめ本審議会において議決をお願いいたします。

なお、専門部会の廃止について、その任務が終了したときは、当該専門部会の最低賃金についての異議申出期間が満了したときとなっています。

(会長) ただいま、事務局より説明がありました「福島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会の設置及び廃止について」の専門部会の廃止については、当該専門部会の特定最低賃金の異議申し出期間が満了したときに廃止することとし、本審議会であらかじめ決議することにご異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、諮問のあった特定最低賃金の改正について調査審議を行う専門部会を設置し、該当する特定最低賃金の異議申出期間が満了したときに、当該専門部会を廃止することとします。

続きまして、専門部会の委員の推薦等に係る事務について、事務局から説明をお願いします。

(室長) 最低賃金法第25条第2項に基づく専門部会を設置した場合は、部会委員の推薦の公示を行います。

公示期間は公示翌日から起算して2週間を予定し、明日8月10日から8月26日までとなります。

それまでの間に、特定最低賃金(2業種)ごとに、労使の団体から各3名の候補者をご推薦いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

(会長) 只今の説明で質問等がありましたらお願いします。

(高橋委員) 労働側からですが、2週間でということですが、我々の業界的に明日から18日まで夏季長期連休に入りますので、調整に時間を要するので、連休以降から2週間にお願いできないか、調整いただけないかと思えます。

(室長) 期間としては30日までということでしょうか。

(高橋委員) それでお願いします。

(室長) それでは30日までとさせていただきます。

(会長) それでは、委員の推薦について、事務局は手続きを進めてください。

(6) 特定最低賃金専門部会の運営について

(会長) 続きまして、特定最低賃金専門部会の運営についてお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

(室長) 特定最低賃金専門部会の運営につきまして、説明させていただきます。

1点目は、第1回専門部会の合同開催についてです。

1回目の部会は、共通の審議内容であるため、例年、第1回目の特定最低賃金各業種の専門部会は専門部会の効率的な運用の観点から合同で開催してきました。

諮問した2業種についての本年度の第1回専門部会の開催の在り方について、ご検討をお願いいたします。

2点目は、参考人の意見聴取についてです。

最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金の改正につて調査審議を行う場合は、公示により関係労働者及び関係使用者の意見を聴くこととなりますが、昨年は公示による意見及び陳述希望がなかったことから、参考人の意見聴取は実施しておりません。

本年度、公示による意見及び陳述の希望がなかった場合の取扱いについて、ご検討をお願いいたします。以上です。

(会長) 事務局より説明がありました 専門部会の合同開催について。参考人の意見聴取について。いずれも例年同様の取扱いとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、第1回の専門部会は2業種合同で開催する。公示による意見及び陳述希望がなかった場合は、参考人意見聴取については実施しない、こととします。

(7) 最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて

(会長) 次に、最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについてお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

(室長) 最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められており、専門部会で全会一致の結論となった場合は、それをもって審議会の決議とすることができることとなっています。

当審議会においては、かねてより特定最低賃金専門部会で全会一致の結論となった場合には、それをもって審議会の決議としてきたところです。

本年度の適用の在り方について、御検討をお願いいたします。

(会長) 事務局から説明がありましたが、昨年度同様、専門部会で全会一致の結論となった場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、専門部会で全会一致の結論となった場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、それをもって審議会の決議とすることとしま

す。

3 閉 会

(会 長) 他になければ、これにて本日の審議会を閉会といたします。